

令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画認定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

1 概要

(1) 業務の名称

令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画認定支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、「那須塩原市生物多様性地域戦略」に掲げるネイチャーポジティブの実現に向け、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」に基づく「増進活動実施計画」の認定申請を目指す企業・団体等に対して専門的かつ包括的な支援を実施し、市内の土地を活動区域として設定する増進活動実施計画認定数（自然共生サイト）の増加を図ることを目的とする。

また、本事業を通じて得られた知見や認定事例を広く発信・波及させることで、同様の活動を希望する他の企業・団体等の参画を促し、同戦略が掲げる地域全体のネイチャーポジティブ活動の機運醸成と活発化に資することを旨とするものである。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 担当部署及び書類提出先

那須塩原市環境戦略部ネイチャーポジティブ課 環境企画係
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話：0287-62-7141

FAX：0287-62-7202

E-mail：nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあっては、当該資格等を有していること。
- (7) 業務を確実に履行できる実施体制を有すること。

3 公募型プロポーザルの手続き等

(1) 日程

ア 事業公募開始	: 令和8年4月10日(金)
イ 質疑書提出期限	: 令和8年4月24日(金) 正午まで
ウ 質疑回答	: 令和8年4月30日(木)
エ 参加申請書提出期限	: 令和8年5月8日(金) 正午まで
オ 企画提案書提出期限	: 令和8年5月22日(金) 正午まで
カ 審査(プレゼンテーション)	: 令和8年5月26日(火)
キ 審査結果通知・公表	: 令和8年6月2日(火) ※予定

(2) 参加申請

参加申請書(様式第1号)に必要事項を記入し代表者印を押印の上、次のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限

令和8年5月8日(金) 正午まで(必着)

イ 提出書類

参加申請書(様式第1号) 1部

ウ 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先

上記「1 概要」(6)に記載

オ 参加辞退

参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届(様式第2号)を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関する質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）により受け付ける。

ア 提出期限

令和8年4月24日（金）正午まで（必着）

イ 提出先

上記「1 概要」(6)に記載

ウ 提出方法

電子メールに添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話で到着の確認を行うこと。

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日

令和8年4月30日（木）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年5月22日（金）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 業務遂行体制（様式第4号）

② 企画提案書（様式第5号）

複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。提案書の掲載順序は、記載内容確認書と同様の順序で記載すること。

④ 価格提案書（様式第6号）

⑤ 記載内容確認書（様式第7号）

ウ 提出先

上記「1 概要」(6)に記載

エ 提出方法

原則、電子メールに添付し送付すること。なお、企画提案書等を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

電子メールに添付し難い場合は、CD-ROM等の電磁記録媒体に保存し、持参又は郵送により提出すること。持参する場合は事前に来庁日時を連絡すること。

また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限るものとする。

4 審査方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 能力評価及び提案評価は、提出された書類及びプレゼンテーションにより評価を行う。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 前号の規定にかかわらず、いずれか1つ以上の評価項目において最低評価（「不可」）を受けた場合は、合計点にかかわらず選定の対象としない。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日

令和8年5月26日（火）

提案者毎の集合時間・場所等については、別途通知する。

イ 時間

提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数

3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、7部用意すること。
- ④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーン（HDMI接続）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が当日持参すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和8年6月2日（火）に書面による通知を発送する（予定）。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとすること。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。